

令和2年2月26日

もみじ職員 各位

新型コロナウイルス感染症における対応について お知らせとお願い【R2.2.26 時点】

【出勤判断基準】

- ・ 出勤前に検温し、37.5℃以上の場合は出勤しない。解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで同様の扱いとする（厚労省老健局「介護保険最新情報 Vol.769 令和2年2月24日」）。
- ・ 上記に関わらず、発熱が無くても、体調が優れない場合は、無理して出勤しないこと。
- ・ 職員や職員家族、ご利用者やご利用者家族で、陽性が1名でも生じた場合、もみじ緊急会議開催、以降の運営について協議する。発症者の復帰時期、「濃厚接触者」の14日の出勤・利用見合せ(自宅待機)検討、つくば市や茨城県や厚労省への報告・相談・協議など。

【業務外（自宅）での注意事項】

- ・ 私生活でも、外出時はマスクを着用する。なお、咳やくしゃみをする時は、手のひらで口は覆わずに、肘を口元に当てるようにする。また、マスクのズレを整える場合は、面の部分ではなく両端を持つ。
- ・ 外出時は、不特定多数の人が触れる物（エレベータボタン、手すり、ドアノブ等）には、指や手のひらでは極力触れない様にして、手の甲や拳や肘を用いる。こまめに手洗いする。
- ・ 不要不急の外出は控え、大勢の人が集まるイベントやセミナー、研修（業務に必須なもの以外）への参加は控える、なるべく電車やバスには乗らないようにする等、「人混み」を避ける。

※新型コロナウイルス感染症について、公共機関の相談窓口も下記の通り設置されています。

- ・ つくば市保健所
Tel029-851-9287 平日 8:30~12:00、13:00~17:15
- ・ 茨城県庁内 電話相談窓口
Tel029-301-3200 平日 9:00~17:00
- ・ 厚生労働省 電話相談窓口
Tel0120-565-653 9:00~21:00（土日・祝日可）

指定居宅サービス事業所もみじ
施設長 浅野親紀